

令和 7 年小田原市議会 1 2 月定例会議案

(報告第 3 4 号～報告第 3 8 号)

令和 7 年 1 月 28 日提出

目 次

報告第34号 専決処分の報告について	1
報告第35号 専決処分の報告について	3
報告第36号 専決処分の報告について	4
報告第37号 専決処分の報告について	5
報告第38号 専決処分の報告について	6

報告第34号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月28日提出

小田原市長 加藤憲一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第61号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第62号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第35号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月28日提出

小田原市長 加藤憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和7年8月27日
- 2 損害賠償額 275,000円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和7年5月16日午前9時頃、市内飯泉地内の市道4228において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が対向車に道を譲るため後退したところ、ごみ収集車の左側後部が相手方の自宅ブロック塀に接触し、これを破損させた。

報告第36号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月28日提出

小田原市長 加藤憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和7年11月17日
- 2 損害賠償額 251, 262円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和6年12月14日午後6時30分頃、市内栄町一丁目1番7号のハルネ小田原荷捌き所において、商業振興課職員が作業中に置いていた空の台車が傾斜により動き、付近に停車していた相手方車両のフロントバンパーに接触し、これを破損させた。

報告第37号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月28日提出

小田原市長 加藤憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和7年10月20日
- 2 損害賠償額 209,447円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 市営浅原住宅において、給水設備のうち圧力タンク内の圧力を制御するスイッチが故障し、必要以上に給水ポンプを稼働させたことにより、令和6年11月分から令和7年5月分までの間、相手方に不要な電気料金を負担させた。

報告第38号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月28日提出

小田原市長 加藤憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和7年9月30日
- 2 損害賠償額 31,300円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和6年11月28日午前11時頃、市内城山三丁目1109番地付近の市道0006において、相手方が歩行していたところ、隣接する城山公園内の樹木の枯れ枝が折れて頭頂部に落下し、負傷した。

